

## 災害時ADRに関する規則

制定 平成二六・ 八・ 二一

改正 令和 二・ 四・ 一四

令和 三・ 九・ 二八

### (目的)

第一条 この規則は、東京都内で災害が発生した場合において、災害からの円滑な復旧及び復興活動に寄与するために、第一東京弁護士会災害対策委員会及び災害対策本部の設置等に関する規則第七条第二項第三号の規定に基づき災害対策本部（以下「対策本部」という。）が第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）に委託して行う裁判外紛争解決手続（以下「災害時ADR」という。）に係る仲裁手続及び和解手続（以下「仲裁手続等」という。）に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第二条 この規則において「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火災若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等その及ぼす被害の程度においてこれらに類するもの又は日本弁護士連合会の全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（日本弁護士連合会会規第五十三号）第四条の規定により日本弁護士連合会災害対策本部が設置された場合のものをいう。

2 この規則において「災害時ADR事件」とは、東京都内で発生した災害を原因として対策本部に申し立てられた仲裁手続等申立事件をいう。

### (事業)

第三条 仲裁センターは、災害時ADRに関し、次に掲げる事業を行う。

- 一 仲裁手続等の実施
- 二 広報及び宣伝
- 三 その他前二号に掲げる事業を行うために必要な事務

### (他の規則)

第四条 災害時ADRにおける仲裁手続等についてこの規則に定めのない事項は、その実施が可能な範囲において、仲裁手続規則、仲裁人報酬規則及び仲裁手数料規則の規定の例による。

### (手数料の特則)

第五条 災害時ADR事件の申立手数料及び期日手数料は、免除するものとする。

2 災害時ADR事件の成立手数料は、仲裁手数料規則第四条の規定により算定される金額の半額とする。

### (申立の簡素化)

第六条 災害時ADR事件の申立ては、口頭（電話による場合を含む。）で行うことができるものとする。この場合において、申立人は、仲裁手続規則第十二条第一項各号に掲げる事項を申述しなければならない。

### (手続の柔軟化)

第七条 仲裁手続規則第十条、第二十二條及び第三十七條第二項の規定にかかわらず、仲裁センター及び災害時ADR事件の仲裁人又は仲裁人予定者は、当事者への通知の方法及び審理の方法について、災害による被害の状況に応じた適切な方法を選択することができるものとする。

(サポート弁護士)

第八条 仲裁センターは、仲裁センター運営委員会の委員又は仲裁輔佐人候補者名簿の中から、サポート弁護士を選任することができる。

2 サポート弁護士は、災害時ADR事件の申立人（申立てをしようとする者を含む。）又は相手方に対し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 災害時ADR事件に関する手続の説明

二 申立書又は答弁書の作成援助

3 仲裁センターは、サポート弁護士に対し、報酬として、一件につき金五、〇〇〇円（消費税別）以下であって、仲裁センター運営委員会が相当と認める金額を支払う。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日（平成二十六年八月二十一日）から施行する。

附 則

第一条、第三条、第七条及び第八条（新設）の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日（令和二年六月十八日）から施行する。

附 則

第一条及び第二条第一項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、令和三年四月一日から適用する。